

「2 収用対象事業の施行による建築物の移転」の新旧対照表

新	旧
<p>2 収用対象事業の施行による建築物の移転</p> <p style="color: red;">申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。</p> <p>1 収用対象建築物が本市市街化調整区域に存すること。ただし、当該建築物が市街化区域に存するもので市街化調整区域に移転する合理的な理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>2 予定建築物の用途は、原則として従前の建築物の用途と同一であること。</p> <p>3 予定建築物の規模は、用途等を勘案し、原則として従前のものと相違しないこと。</p> <p>4 予定建築物の位置については、地域の土地利用の状況等に照らして適切なものであること。</p> <p>5 予定建築物の敷地は、原則として従前とほぼ同じ規模であること。</p> <p>留意事項</p> <p>一 収用対象事業とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号第 3 条に規定する事業をいう。</p> <p>二 市街化区域から市街化調整区域への移転にあっては、次の「合理的な理由」に照らしやむを得ないと判断できる場合には、起業者は、あらかじめ許可権者と協議すること。</p> <p>「合理的な理由」の判断に当たっては</p> <p>ア 市街化区域から市街化調整区域へ移転すべき理由が適切であること。</p> <p>イ 当該申請地に立地することについて、社会通念上妥当と思われるものであること。</p> <p>ウ 当該収用対象事業の公共性、緊急性等から移転による効果が十分に認められること。</p> <p>エ その他、例えば申請者が宅地として使用し得る土地を市街化調整区域内に線引き前から所有しており、あえて市街化区域に土地を求める場合の合理性が乏しい場合、又は許可権者との調整のうえ起業者において適切な土地を斡旋する場合等、真にやむを得ないものであること等を総合的に勘案し判断する。</p> <p>三 「線引き」とは、市街化調整区域に関する都市計画の決定（昭和 45 年 7 月 31 日付決定）された区域区分をいう。</p> <p style="color: red;">（令和 2 年 4 月 1 日一部改正）</p> <p>附 則</p> <p style="color: red;">（施行期日）</p> <p>1 この基準 2 は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>2 収用対象事業の施行による建築物の移転</p> <p>1 原則として、収用対象建築物が本市市街化調整区域に存すること。ただし、当該建築物が市街化区域に存するもので市街化調整区域に移転する合理的な理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>2 予定建築物の用途は、原則として従前の建築物の用途と同一であること。</p> <p>3 予定建築物の規模は、用途等を勘案し、原則として従前のものと相違しないこと。</p> <p>4 予定建築物の位置については、地域の土地利用の状況等に照らして適切なものであること。</p> <p>5 予定建築物の敷地は、原則として従前とほぼ同じ規模であること。</p> <p>留意事項</p> <p>収用対象事業とは、原則として土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号第 3 条に規定する事業をいう。</p> <p>市街化区域から市街化調整区域への移転にあっては、次の「合理的な理由」に照らしやむを得ないと判断できる場合には、起業者に対してあらかじめ許可権者と協議するよう指導すること。</p> <p>上記 1 の「合理的な理由」の判断に当たっては</p> <p>ア 市街化区域から市街化調整区域へ移転すべき理由が適切であること。</p> <p>イ 当該申請地に立地することについて、社会通念上妥当と思われるものであること。</p> <p>ウ 当該収用対象事業の公共性、緊急性等から移転による効果が十分に認められること。</p> <p>エ その他、例えば申請者が宅地として使用し得る土地を市街化調整区域内に線引き前から所有しており、あえて市街化区域に土地を求める場合の合理性が乏しい場合、又は許可権者との調整のうえ起業者において適切な土地を斡旋する場合等、真にやむを得ないものであること等を総合的に勘案し判断する。</p>